○国税庁告示第二十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日

国税庁長官　川北　力

一　別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人ＡＣＴ	長野県北安曇郡白馬村大字北城二八〇九番地一	元村　幸時	平成二十三年七月一日から平成二十八年六月三十日まで
特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	神奈川県横浜市南区六ツ川四丁目一一二四番地二	田川　尚登	平成二十三年七月一日から平成二十八年六月三十日まで
特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	東京都国分寺市本町一丁目六番二号	松平　一美	平成二十三年七月一日から平成二十八年六月三十日まで
特定非営利活動法人日韓アジア基金・日本	東京都文京区本駒込二丁目一二番一三号アジア文化会館内	江本　哲也	平成二十三年七月一日から平成二十八年六月三十日まで
特定非営利活動法人日本視覚障害者セーリング協会	東京都港区六本木七丁目四番一四号	安達　文洋	平成二十三年七月一日から平成二十八年六月三十日まで
特定非営利活動法人福山シンフォニーオーケストラ	広島県福山市曙町一丁目一六番八号	松岡　巖	平成二十三年七月一日から平成二十八年六月三十日まで

二　別表特定非営利活動法人ＥＳＡアジア教育支援の会の項中「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

○厚生労働省告示第二百七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から適用する。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表Ⅱ区分１１２に次のように加える。

(9)　トリプセキャンパ（Ⅲ型）　1,600,000円

○厚生労働省告示第二百八号

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十三年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第三項に規定する自動変更対象額を次のように変更する。ただし、適用日前の日に係る基本手当の日額の算定並びにその高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前の日である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金及びその特例受給資格に係る離職の日が適用日前の日である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　雇用保険法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定により基本手当の日額の算定に当たって百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額　二千三百三十円以上四千六百五十円未満の額　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額　四千六百五十円以上一万千七百七十円以下（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、四千六百五十円以上一万六百円以下）の額　二千三百三十円

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万五千六十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万五千七百八十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万四千三百四十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万二千九百十円

○厚生労働省告示第二百九号

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号）の施行に伴い、及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十三年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千二百九十九円に変更する。ただし、同日前の控除額については、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第二百十号

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号）の施行に伴い、及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十四万四千二百九円に変更し、平成二十三年八月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用する。ただし、同月前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

○農林水産省告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、片品村（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。